第二百七十七号

令和四年

四月十八日 月 曜

日

次

目

示

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づ......一六一 ○公印の作成…………………………………………………………………………一六一

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出…………………………………一六三 ○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施…………………一六二

示

告

山梨県告示第百三号

梨県知事印を当該各号のとおり作成し、令和四年四月一日からその使用を開始する。 山梨県公印規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第九号)に基づき、次の各号に掲げる山

令和四年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県知事印(第二)

男女共同参画・共生社会推進統括官用



山梨県知事印 (第四)

印影

Щ

梨県公報

第二百七十七号

令和四年四月十八日

男女共同参画・共生社会推進統括官用

公 告

の予告 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく代執行

項後段の規定により次のとおり公告する。 他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、同法第十三条第一 第六十五号)第十二条第一項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律

令和四年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。 講ずべき措置の内容 韮崎市大草町上條東割五百十四番一において残置された次の 太 郎

| | | . 4. |
|-----------------|--------------------|---------------------|
| コンデンサー | ニル廃棄物の種類高濃度ポリ塩化ビフェ | |
| V | 定格容量 | 高濃度ポリ |
| 会社電気株式 | 製造者 | り塩化ビフ |
| R S - R - A - C | 型式 | 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の型式等 |
| 一九七二年 八〇 | 製造年 | 型式等 |
| 八〇 | 台数 | |

措置の期限 令和四年五月十八日

Ξ が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することがある。 知事による措置等 保管事業者が一の措置を二の期限までに講じないときは、知事

問合せ先 山梨県環境・エネルギー部環境整備課 (電話〇五五-111111-1五1

兀

の予告 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく代執行

項後段の規定により次のとおり公告する。他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、同法第十三条第一他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、同法第十三条第一第六十五号)第十二条第一項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律

令和四年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。一「講ずべき措置の内容」大月市御太刀二丁目八百八十九番一において残置された次の

| コンデンサー | こ)厚美特の私类 | こん発展物の重頁高濃度ポリ塩化ビフェ |
|--|----------|---------------------|
| A \equiv ${\underset{k}{\Xi}}$ ${\underset{k}{U}}$ | 定格容量 | 高濃度ポリ |
| 株式会社 | 製造者 | り塩化ビフ |
| R 六 P 五 C 二 D 五 F | 型式 | 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の型式等 |
| 一九六九年 | 製造年 | 型式等 |
| _ | 台数 | |

一 措置の期限 令和四年五月十八日

四 問合せ先 山梨県環境・エネルギー部環境整備課(電話〇五五-二二三-一五一が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することがある。三 知事による措置等 保管事業者が一の措置を二の期限までに講じないときは、知事

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

を次のとおり実施する。以下「法」という。)第四十一条及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等以下「法」という。)第四十一条及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等以下「法」という。

令和四年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

- は、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時まで1 第一回 令和四年八月六日(土)及び同月七日(日)(いずれの日であるか
- 2 第二回 令和四年十二月二十四日 (土)及び同月二十五日 (日) (いずれの日 |

まで、のでは、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時

- 試験場所 甲府市川田町五百十七番地山梨県立青少年センター
- 受験資格 法第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

 \equiv

- 1 適性試験 視力、聴力及び運動能力
- 並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識 2 知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣
- 3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等
- 五 受験手続

提出書類

次に掲げるものとする。

- 前六月以内のもの)
 二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書(おおむね申請) 猟銃等の所持の許可を受けていない場合にあっては、その者が法第四十条第
- 名及び撮影年月日を記載したもの 一枚〇センチメートルかつ横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏四 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景の縦の長さ三・
- 収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)三千九百円。狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料の額に相当する額面の山梨県2 狩猟免許申請手数料 五千二百円(法第四十九条各号に掲げる者にあっては、

六 申請書の受付期間

- のあるものを有効とする。
 1 第一回 令和四年五月二十三日(月)から同年六月二十四日(金)までの消印
- あるものを有効とする。 第二回 令和四年十月十七日(月)から同年十一月十八日(金)までの消印の
- 第一回及び第二回の試験の定員はそれぞれ九十六名とし、定員に達した場合

3

は、受付期間内であっても申請を受け付けない。

七 梨県環境・エネルギー部自然共生推進課 申請書の提出先 郵便番号四〇〇-八五〇一 甲府市丸の内一丁目六番一号 Щ

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査等

て確認すること。 適性検査の日時及び場所 住所地を所管する山梨県林政部林務環境事務所におい

- 一 適性検査の対象者 令和四年九月十四日まで有効の狩猟免許を有する者で、狩猟 免許の更新を受けようとするもの
- 適性検査の内容 視力、聴力及び運動能力

兀 に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理 適性検査に併せて実施する講習の内容 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化

Ŧi. 申請の手続

提出書類次に掲げるものとする。

- 規則第五十八条第一項に規定する免許更新申請書
- 第一の五1二に掲げる書類
- 第一の五1三に掲げる書類

第一の五1四に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円(狩猟免許更新申請書に二千九百円に相 当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。

前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで)。ただし、郵送の場合は、同 日までの消印のあるものを有効とする。 の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午 申請書の受付期間 令和四年六月一日(水)から同月三十日(木)まで(山梨県

七 エネルギー課 申請書の提出先 申請者の住所地を管轄する山梨県林政部林務環境事務所環境・

第三 問合せ先 山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課(電話○五五-二二三-一 五二〇)又は申請者の住所地を管轄する山梨県林政部林務環境事務所環境・エネル

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出が

Щ

梨県公報

第二百七十七号

令和四年四月十八日

公告し、及び縦覧に供する。

令和四年四月十八日

山梨県知事 長 崎 太 郎

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 トーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也 東京都千代田区二番町八番地八 株式会社イ

二 届出の概要

1

中巨摩郡昭和町西条字松ノ木三千百十四番一 大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社イトーヨーカ堂甲府昭和店 山梨県

2 変更した事項

表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

| 変更前 | 変更後 |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 東京都千代田区二番町八番地八代表取締役 三枝富博株式会社イトーヨーカ堂 | 東京都千代田区二番町八番地八代表取締役(山本哲也 |

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| 一者 東京都千代田区二番町八番地八 外十代表取締役 三枝富博株式会社イトーヨーカ堂 | 一者 東京都千代田区二番町八番地八 外十代表取締役 山本哲也 株式会社イトーヨーカ堂 |

3 変更の年月日 令和三年二月十二日外

届出年月日 令和四年四月一日

几 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

Ħ. 縦覧期間 この公告の日から令和四年八月十八日まで

| | , |
|---------------|-----------|
| 発行者 | 山梨県 |
| 山梨県 | 梨県公報 |
| 甲府市丸の内 | 第二百七十七号 |
| 甲府市丸の内一丁目六番一号 | |
| | 令和四年四月十八日 |
| 印刷所(株サン | |
| 株サンニチ印刷 甲 | |
| 甲府市北口二丁目六番 | |
| 日六番 | |
| | |
| | |
| | |
| | 一六四 |
| | |